

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段「空港駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」の払戻しのお知らせ

平成29年3月31日に一部の空港駐車場でお取扱いを終了いたしました、当協会発行の前払式支払手段「空港駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

一般財団法人 空港環境整備協会

2 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「空港駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」
(3,300円券、5,600円券、11,300円券)

釧路空港、新潟空港、小松空港、宮崎空港、徳島空港、高松空港、松山空港、高知空港の各駐車場で発行したプリペイドカードが払戻し対象となります。



プリペイドカードの例

3 払戻しのお申出期間

平成29年4月1日(土)から平成29年6月30日(金)まで (取扱時間は各駐車場事務所の営業時間内)

注) 当該お申出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意くださいようお願いいたします。

4 お申出の方法

発行元の各駐車場事務所(※1)へ「空港駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」をご提出ください。

※1 釧路空港駐車場、新潟空港駐車場、小松空港駐車場、宮崎空港駐車場、徳島空港駐車場(※2)、高松空港駐車場(※2)、松山空港駐車場(※2)、高知空港駐車場(※2)

※2 四国共通カードについては、四国内の各駐車場事務所で払戻しを受付いたします。

5 払戻しの方法

お申出いただいた各駐車場事務所にて、「空港駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」と引き替えに、未使用残高全額(手数料無)を現金にて払戻しいたします。払戻しにあたり、払戻申込書へのご記入と受領の確認(サイン)をお願いいたします。

注) 払戻し後のプリペイドカードの返却はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 払戻しに関するお問い合わせ先

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ● 釧路空港駐車場 ☎0154-57-5485 | ● 徳島空港駐車場 ☎088-699-4169 |
| ● 新潟空港駐車場 ☎025-271-9123 | ● 高松空港駐車場 ☎087-879-5961 |
| ● 小松空港駐車場 ☎0761-24-5690 | ● 松山空港駐車場 ☎089-971-5439 |
| ● 宮崎空港駐車場 ☎0985-56-5367 | ● 高知空港駐車場 ☎088-864-4311 |

東京都港区芝公園1丁目3番1号

一般財団法人 空港環境整備協会 平成29年4月1日